

## 令和9年区役所（出張所）市民課業務窓口に設置する 広告付婚姻届の募集について（要項）

広告付きの婚姻届を作成し本市に寄附していただける広告事業者の方を、次のとおり募集します。

### 1. 婚姻届の規格

A3二つ折り/仕上がりA4

- ・1枚目：上質紙55kg 片面4色刷り
- ・2枚目：ノーカーボン紙40 黒発色 片面4色刷り
- ・3枚目：ノーカーボン紙100 減感印刷 両面4色刷り（裏面に広告を掲載）

### 2. 使用期間

- 1) 令和9年1月1日から令和9年12月31日までとします。
- 2) 翌使用期間への繰り越しはありません。

### 3. 広告の枠数・内容

- 1) 広告事業者は、広告付婚姻届の作成及び納品場所（別表1参照）への納品を行ってください。

なお、広告付婚姻届の作成や納品に伴う送料等の費用は、広告事業者が全額負担するものとし、現物及び「7. 広告料金」に定める広告料金を福岡市に納めることで広告料収入とします。

- 2) 広告掲載枠は別紙をご参照ください。
- 3) 広告掲載枠内の枠数については、4分割までとします。
- 4) 印刷に係る色数は4色刷りとします。

### 4. 広告掲載基準

- 1) 「福岡市広告事業実施要綱」及び「福岡市広告事業実施要領」を遵守してください。
- 2) 前項1)に抵触する広告は掲載できません。
- 3) 広告主が、「8. 応募資格」のうち、4)から7)までに規定する基準を満たすことを確認するとともに、満たさないことが判明した場合は、当該広告主の方の広告掲出を取り消す等、速やかに対応してください。
- 4) 広告掲載内容の審査は戸籍住民課が行います。
- 5) 広告掲載内容は、全区統一でも、区毎に異なっても構いません。

## 5. セールスポイント

婚姻届を提出する各区役所（出張所）の窓口等に設置します。ご夫婦の門出をお祝いするとともに、ご自身の控えにメッセージや写真を掲載した届書は大切な記念となるものであるため、市民の皆様の気持ちに寄り添った広告媒体です。

## 6. 寄附受入日・受入先別 年間納品予定数等

1) 寄附受入は数回／年の分割納入とし、受入日は納品場所が個別に指定します。

ただし、初回の受入日は、全市一斉に令和8年12月24日（木）とします。

2) 2回目以降の一回あたりの納品数は納品場所と協議してください。

なお、受入先別の年間納品予定数は別表1のとおりです。

（別表1）

| 設置箇所          | 部数     |
|---------------|--------|
| 東区            | 2,200  |
| 千早証明サービスコーナー  | 750    |
| 博多区           | 3,500  |
| 博多駅証明サービスコーナー | 800    |
| 中央区           | 2,500  |
| 天神証明サービスコーナー  | 2,200  |
| 南区            | 4,100  |
| 城南区           | 1,400  |
| 早良区           | 1,000  |
| 入部出張所         | 90     |
| 西区            | 1,200  |
| 西部出張所         | 500    |
| 合 計           | 20,240 |

※各区市民課及び各出張所市民係、各証明サービスコーナーへ納品してください。

3) 婚姻届は表裏を揃え、50部単位で帯留めをしてください。

4) 納品方法について特に指定はありません。

5) 配布期間満了にあたり、納品された婚姻届が履行場所に残存している場合は、その婚姻届を全て回収してください。

## 7. 広告料金

広告料金については、広告付婚姻届寄附申出書に提示された金額（税込）を、広告事業者から本市に別途お支払いいただきます。なお、広告料金が0円でも申込可能です。

支払予定時期：令和9年5月頃

## 8. 応募資格

応募資格は下記の全てに該当する広告代理店とします。

- 1) 本市内に、本社・支社・営業所いずれかが在していること。
- 2) 本募集要項を遵守できること。
- 3) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条2号に規定する暴力団員又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（法人の場合、当該法人の役員が暴力団員に該当した場合を含む。）でないこと。
- 4) 地方税の滞納がないこと。
- 5) 福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている者でないこと。
- 6) 行政指導を受け改善がなされていないものでないこと。
- 7) 福岡市広告事業実施要領第5「広告事業者の責務等」のほか、関連規定を遵守できること。

## 9. 応募方法・期限

- ・ 広告付寄附申出書に押印の上、下記申込先まで持参又は郵送してください。
- ・ 福岡市競争入札参加有資格者（以下、「市登録業者」という。）は、登録番号を記入してください。市登録業者は添付書類の提出は不要です。
- ・ 市登録業者以外の方は、添付書類として、印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行された原本）、登記事項証明書（提出日前3か月以内に発行された原本）、会社概要、直近の決算書、別添の調査同意書を提出してください。

※ただし、今年度中に本市が行った他の広告事業の公募にお申込みされ、すでに添付書類を提出済の場合は、提出不要です。

### ア 直接持参の場合

下記申込先に直接持参すること。

### イ 郵送の場合

- (1) 郵送は、配達記録が残るよう次の方法により行うこと。

- i 郵便局による一般書留、簡易書留又はレターパックプラス（レターパックライトは不可）
  - ii 総務省の認可を受けた特定信書便事業者が行う信書便で、かつ福岡市の受領印又は署名により確実に届いたことが証明できるもの
- (2) 応募書類を封入する封筒には、案件名及び「応募書類等在中」の旨を朱書きすること。

※電子メールでの提出はできません。

## 10. 申出書提出期限

- ア 直接持参の場合：令和8年9月25日（金）15時
- イ 郵送の場合：令和8年9月24日（木）＜必着＞

## 11. 広告事業者の選定（選定基準）

- ・原則として、最も高い広告料金をご提示いただいた広告事業者を選定します。また最も高い広告料金を複数の事業者よりご提示いただいた場合は、くじによる選定を行いますので、別途ご連絡致します。

## 12. 申込先・問合せ先

### 1) 申込先・応募に関する問合せ先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 市役所本庁舎10階  
財政局財産有効活用部財産活用課 大熊  
TEL：092-711-4579  
E-mail：zaisankatsuyou.FB@city.fukuoka.lg.jp

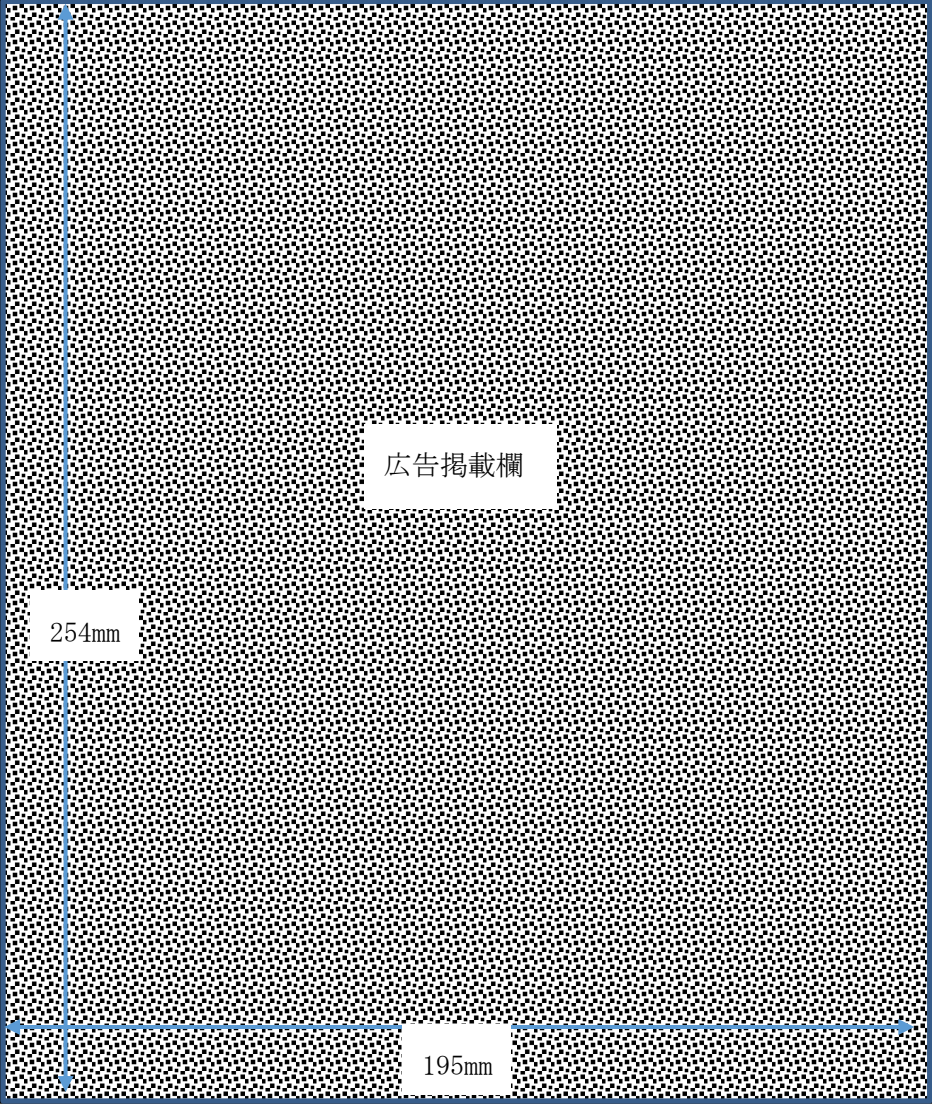
### 2) 婚姻届の規格・内容に関する問合せ先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 市役所本庁舎7階  
市民局総務部戸籍住民課 前田  
(福岡市マイナンバーカード臨時交付センター)  
TEL：092-731-8801  
E-mail：kosekijumin.CAB@city.fukuoka.lg.jp

## 広告付婚姻届 広告掲載枠

※広告掲載枠は網掛内の部分で、掲載枠は最大4分割までとします。

ご結婚おめでとうございます



254mm

広告掲載欄

195mm

(例) この婚姻届は広告主の協賛により寄贈されたものです。

広告に関するお問い合わせは広告代理店 ○○ TEL○○○-○○○-○○○○へ